

世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（令和２年３月世田谷区条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第１９条を第２０条とし、第１８条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１９条 認定こども園の設置者は、法第６条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。